

高齢者医療制度が見直されます

みなさんが安心して医療を受けられるために、国民皆保険が持続できるよう医療保険制度の改正が行われますが、高齢者の負担を軽減するため、平成20年4月から実施される制度について見直しが行われましたので、お知らせします。

70歳以上75歳未満の人の 自己負担割合は据置

70歳以上75歳未満の人が医療機関等にかかったときの窓口での自己負担割合については、平成20年4月から現役並み所得以外の人について2割に引き上げられることとされていましたが、凍結措置により実施が1年間延期され、平成21年4月開始予定となりました。

これにより、現役並み所得者以外の人は、平成21年3月31日まで、自己負担割合が1割に据置かれます。

のため、この証の有効期限は平成20年7月31日になります。

国保退職者医療制度の 対象年齢が65歳未満に

一定期間以上勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入し、被用者年金(厚生年金等)を受けている75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。

65歳以上になると一般の国保加入者となりますので、65歳の誕生日を迎える人は有効期限が誕生月の末日(月の初日)が誕生日

**平成20年
3月31日まで**
退職医療者の
対象年齢
75歳未満

**平成20年
4月1日から**
退職医療者の
対象年齢
65歳未満

日の場合は前月末日)までの退職被保険者証となり、有効期限前までに一般の被保険者証を郵送します。

退職者医療該当で高齢受給者証ご利用の現役並み所得者の人へ
現役並み所得以外の人と同様、保険者番号欄が切り替わるため、3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。保険者番号欄以外の変更はありませんが切り替えてお使いください。

65歳以上の人の保険料の 年金天引きが始まります

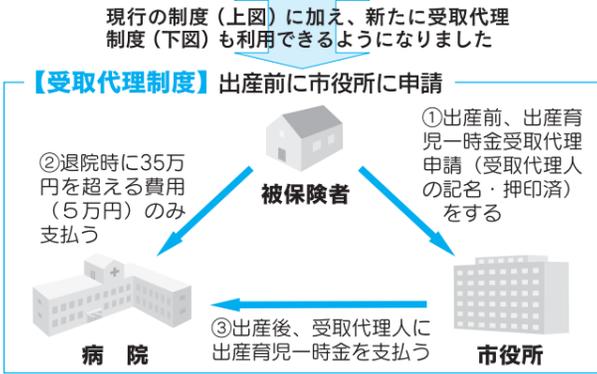
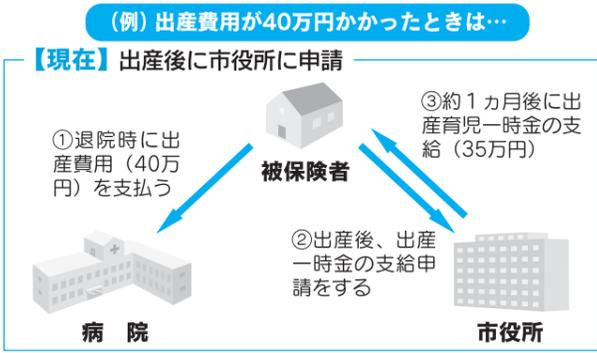
国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等により、国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料納付について

新たに受取代理制度も利用 できるようになりました

受取代理制度は、出産に関する被保険者の負担を軽減するため、出産育児一時金を出産費用として、医療機関等が世帯主に代わって受け取る制度です。

受取代理制度を利用されると、出産費用が35万円を超える場合、被保険者は超えた分だけを医療機関等に支払うこととなります。

また、出産費用が35万円未満の場合、被保険者は医療機関等への支払いはありません。



出産費用分を医療機関等に振り込み後、世帯主指定の口座へ振り込みます。

利用できるのは、長門市国民健康保険の被保険者で妊娠4ヵ月(13週)以上の人です。なお、他保険から出産育児一時金の支給を受けられる人は利用できません。

利用する場合は「出産育児一時金支給申請書(事前申請用)」を国保年金医療係の窓口で受け取りください。様式は各総合支所でも受け取れます。

申請書(第1号様式)に必要な事項を記載し、受取代理人(医療機関等)の記名・押印後に、市

へ申請します。

市では、出産予定日1ヵ月前から、申請を受け付けます。国保被保険者証とあわせ、母子健康手帳または出産予定日を証明する書類を窓口で確認させていただきます。

くわしくは、国保年金医療係にお問い合わせください。

被保険者証の更新について

現在交付している国民健康保険被保険者証は、平成20年3月31日(月)が有効期限です。

新しい被保険者証を3月下旬に配達記録郵便で各世帯に送付します。有効期限後の平成19年度の旧被保険者証は、窓口にお持ちいただくか、各世帯で焼却いただくなど確実に処分してください。

配達記録郵便は、本人が不在等の場合には受け取ることができません。この場合、郵便局で3月30日(日)まで保管することになります。この間の受け取りについては、日本郵便長門支店郵便課(TEL22・2251)にお問い合わせください。

また、4月1日(火)12時以降は、市役所で保管します。4月1日以降の受け取り場所は次のとおりです。

て、世帯主の年金からの天引き(特別徴収)が始まります。

ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は今まで通り保険料を納めることとなります。(普通徴収)

天引きを行う対象者には、4月上旬に、通知書を郵送しますので、確認ください。

なお、4月・6月・8月の年金支給月に天引きする額は、平成19年度の保険料額に同じ仮に算定した額になります。(仮徴収)6月に決定される平成20年度保険料に基づき、仮徴収を行った額を差し引いた金額により、10月・12月・2月は天引きされます。(本徴収)

- ①長門地区(②・③を除く)
 - ②長門地区(通全区)
 - ③長門地区(俵山地区)
 - ④三隅・口置・油谷地区
- 各総合支所市民福祉課

被保険者証の受け取りの際には、世帯主または世帯の被保険者の人が、旧被保険者証や運転免許証など身分を証明できる書類を持参してください。

また、後期高齢者医療制度の開始により、国民健康保険の被保険者証は、75歳の誕生日を平成20年度に迎える人の世帯については有効期限がその人の誕生日前日までとなります。

なお、出稼や施設入所、就学等の理由により、個別の被保険者証の交付を希望される人は、申請が必要となりますので、本庁市民課国保年金医療係または各総合支所市民福祉課の窓口で手続きをお願いします。

※住民票を長門市外にお持ちの人で就学を理由に個別の証を申請される場合は、平成20年4月1日以降の在学証明書(学生証は不可)を持参してください。

問い合わせ
市民課国保年金医療係
TEL23・1130